

令和8年第4回 小坂町農業委員会会議録

令和8年4月10日（金）14時00分役場会議室において招集した。

1. 出席委員（8人）は次のとおりである。

1番 安 保 清 栄	2番 中 村 修太郎	3番 阿 部 龍 平
4番 小 館 康 弘	6番 宮 館 秀 樹	7番 奈 良 延 浩
9番 中 村 仁	10番 亀 田 静 子	

2. 欠席委員（2人）は次のとおりである。

5番 木 村 功	8番 本 田 立 子
----------	------------

3. 本会に出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	杉 原 隆 広
局長補佐	中 村 長 裕
事務局員	金 澤 佳 奈

4. 本会の書記は次のとおりである。

事務局員	金 澤 佳 奈
------	---------

5. 議長において指名して定めた会議録署名委員は次のとおりである。

6番 宮 館 秀 樹	7番 奈 良 延 浩
------------	------------

6. 会議に付した案件は次のとおりである。

日程第1 報告	第 8号 農業委員会職員の人事発令について
	第 9号 第21回女性の農業委員会活動推進シンポジウムについて
	第10号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
	第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第2 決定	第 1号 令和8年度農作業標準労働賃金について
	第 2号 農用地利用集積等促進計画について
日程第3 協議	第 3号 令和8年度県選出国會議員要請集会における要請事項の検討について
日程第4 議案	第 6号 農地法第3条の規定による許可申請について（賃借権）
	第 7号 農地法第3条の規定による許可申請について（使用貸借権）

（14：00）

議 長 | それでは、これから令和8年第4回の総会を始めたいと思います。
(亀田) | 事務局より出席状況について、報告をお願いいたします。

事務局 | 5番木村委員と8番本田委員から欠席の連絡がありました。現時点で8名出席です。

議 長 | 只今の出席者は8名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定数に達しておりますので、本日の会議を開会いたします。
本日の会議録署名委員を指名いたします。6番、宮館秀樹委員、7番奈良延浩委員

の両名を指名いたします。

(14:00)

議長

では、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は1ページのとおりです。

日程第1、報告第8号について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第8号を説明いたします。

資料は2ページです。

農業委員会職員に関する人事異動があり、3月31日付けで岩澤事務局長が退職となりました。また、1年間ではありましたが、農林班と兼務していただいた田中が4月1日付けで町民福祉班へ異動となりました。

新たに4月1日付けで、これまで農林班の班長であった杉原さんが昇格し、観光産業課長と兼務ではありますが農業委員会の事務局長に着任しました。

また、田中の後任として、同じく農林班の金澤が兼務ですが農業委員会の一部の事務を担当することとなります。

以上で報告第8号の説明を終了します。

議長

ここで、暫時休憩します。

(14:01)

再開します。

(14:02)

議長

報告第8号については人事異動なので、この報告を持って終了します。

(14:02)

議長

続いて、報告第9号について説明をお願いします。

事務局

報告第9号について説明します。

資料は3ページから31ページになります。私からは概要を説明します。

農業委員会活動シンポジウムについてですが、3月8日の国際女性デーに合わせて、日本の農業委員会組織でも毎年開催しています。今年は3月4日に東京の砂防会館を会場に第21回女性の農業委員会活動シンポジウムが開催され、全国から500人を超える参加者がありました。当町からは亀田会長と佐々木推進委員が参加してきました。

以上で報告第9号の説明を終了します。

議長

ここで、暫時休憩します。

(14:03)

再開します。

(14:12)

報告第9号について質問等ありますか。

各委員

なしの声あり。

議長 それでは、報告第9号を終了します。
(14:12)

議長 次に、報告第10号について説明をお願いします。

事務局 報告第10号を説明します。
資料は32ページから36ページです。
農地法第3条の3の規定による相続の届出が1件ありました。
農地の所在は細前田です。全て田んぼで6筆、面積合計が4,216㎡です。
農業委員会によるあっせんの希望はありません。
なお、相続があったこの農地について、全て芦名沢ファームが貸借して適切に管理
されております。
以上で、報告第10号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:13)

再開します。
(14:13)

議長 報告第10号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第10号を終了します。
(14:13)

議長 続いて、報告第11号について説明をお願いします。

事務局 報告第11号を説明します。
資料は37ページから45ページです。
農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知が2件ありました。
1件目は、濁川地区の田んぼ1筆で面積が3,233㎡です。契約期間が令和8年
11月までとなっておりますが、借り主の方が高齢と体調不良から今年の作付けに
ついて無理をしないとの意向から持ち主へ返却することとなりました。返却されたこ
の田んぼについて、来月以降になりますが、別の隣接する農家の方が書類が整い次第、
3条による賃貸借の申請をする予定となっております。
2件目は、砂子沢地区の田んぼ1筆で面積が5,759㎡です。基盤強化法による
賃貸借契約をしておりましたが、この農地も高齢と体調不良により持ち主の方へ返却
することとなったものです。返却となったこの農地については、本日この後の議案で
3条による賃貸借契約の申請があります。
以上で、説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。

(14:15)

議長 再開します。
(14:15)

議長 報告、第11号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、報告第11号を終了します。
(14:15)

議長 次に、日程第2、決定第1号について説明をお願いします。

事務局 決定第1号を説明します。
令和8年度農作業標準労働賃金についてです。
資料は46ページから48ページです。
47ページをご覧ください。鹿角市からいただいた資料を元に作成した令和8年度の案です。すべての項目で賃金が上昇しています。近年の物価上昇や賃金上昇が反映された形となっています。去年は最低賃金の関係で一般作業だけが上がりましたが、その他の項目は据え置きでした。ここ最近の様々な情勢を鑑みると仕方がないのかなと思います。当町は鹿角地域でありますので、鹿角市と歩調を合わせる形で同じ金額としております。鹿角市では、農協も含めた部会を開催して決めた賃金となっておりますので実態に近い賃金設定になっていると思われまます。鹿角市から提供していただいた資料は次の48ページのとおりです。
今後も最低賃金の改定や物価上昇が見込まれているため、来年度以降も改定があるかもしれません。
作業受託する方にとってはありがたいかもしれませんが、委託する方にとっては負担が増えることとなりますので、厳しくなることが容易に想像できます。
いずれにしても、下段に記載があるとおり、この賃金表は標準的な金額を示したものですので、当事者間でトラブルないように調整していただきたいと思ひます。
なお、この賃金表については、5月号の広報に掲載するほか、町のホームページにも掲載し周知を図っていくこととしています。
以上で決定第1号の説明を終了します。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:19)

議長 再開します。
(14:23)

議長 決定第1号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議 長 それでは、決定第1号を終了します。
(14:23)

議 長 次に、決定第2号について説明をお願いします。

事務局 決定第2号について説明します。
資料は49ページから79ページになります。
農地中間管理機構を仲介して賃借権設定をする件についてです。令和8年3月30日付けで小坂町長からこの賃貸借計画案に対する意見を求められております。
農地は全て細越地区です。出し手の農家数は15軒で69筆、現況地目は田んぼで、面積合計が84,436㎡です。
受け手は、鹿角市の農事組合法人芦名沢ファームさんで、賃貸借期間は令和8年5月30日から令和18年5月29日までの10年間です。
賃借料は10aあたり2,000円と4,000円の設定がありますが、昨年までも芦名沢ファームさんが耕作してたので、これまでと同じ金額設定になっています。
昨年は堀内沢でWCSを行っていました。また、細前田と細越は米やソバを作付けしていました。
75ページと76ページに位置図を掲載していますが、同じ位置図を77,78ページに誤って載せてありました。申し訳ございません。
以上で決定第2号の説明を終了します。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(14:25)

議 長 再開します。
(14:26)

議 長 決定第2号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議 長 それでは、決定第2号については「意見なし」で回答することとし終了します。
(14:26)

議 長 次に、日程第3、協議第3号について説明をお願いします。

事務局 協議第3号について説明します。
3月27日付けで県の農業会議から今年度の県選出国會議員要請集会における要請事項を検討し、5月8日までに回答するよう依頼がありました。
委員皆さんにおかれましてはご存じのことと思いますが、注意事項にあるとおり、組織決定した内容でなければならず、委員個人の意見を出すものではありません。
この要請行動は毎年、春と秋の2回行っております。
参考まで、83ページから89ページに昨年の農業委員会大会決議事項があります。この決議事項は昨年秋の11月26日に東京で行われた県選出国會議員要請集会の際に提出したものです。

今年の春は6月1日から4日までの予定で要請行動や視察研修等を行うこととなっております。

議長 ここで、暫時休憩します。
(14:27)

議長 再開します。
(14:31)

議長 協議第3号について質問等ありますか。

各委員 なしの声あり。

議長 それでは、協議第3号について終了します。
(14:31)

議長 次に、日程第4、議案第6号についてですが、9番中村委員と私が議事参与の制限に該当する案件が含まれていますので、退席をします。
議案第6号については会長代理の6番宮舘委員に進行をお願いします。

代理 それでは、議案第6号について説明をお願いします。

事務局 議案第6号について説明します。資料は90ページから116ページです。
農地法第3条の規定による賃借権の申請がありました。
申請は5件です。

1件目から3件目は9番中村委員が代表を務めている中村農園と個人との賃貸借です。地目は6筆全て田んぼで、合計面積が11,694㎡です。

1件目の賃借料は10アールあたり30kg、契約期間は令和8年5月1日から令和11年4月30日までの3年間です。米を作付け予定です。

2件目の賃借料は10アールあたり2,000円です。契約期間は同じく令和8年5月1日から令和11年4月30日までの3年間です。ここにはソバを作付けする予定です。

3件目の賃借料は10アールあたり6,000円です。契約期間は同じく令和8年5月1日から令和11年4月30日までの3年間です。米を作付け予定です。

4件目は砂子沢地区の農地で個人と個人による賃貸借申請です。

この農地については先ほど報告第11号で合意解約があった農地です。地目は田んぼで1筆です。面積は5,759㎡です。賃借料は10アールあたり10,000円で、契約期間は令和8年4月10日から令和13年4月9日の5年間です。米を作付け予定です。

5件目は会長の息子さんと個人の賃貸借です。これまでもこの農地を基盤強化法で旦那さん名義による賃貸借で耕作しておりました。契約期間は3月31日まででした。

地目は田んぼで2筆です。面積は2筆合計で4,058㎡です。賃借料は10アールあたり玄米1俵です。契約期間は令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間です。米を作付け予定です。

以上、議案第6号について説明を終了します。

代 理 ここで、暫時休憩します。
(14 : 36)

再開します。
(14 : 38)

議案、第6号について質問等ありますか。

なしの声あり。

それでは、議案第6号について、全て原案のとおり許可することで終了します。
(14 : 38)

ここで、暫時休憩します。

事務局は退席している委員を呼んできてください。

議 長 再開します。
(14 : 40)

次に、議案第7号について説明をお願いします。

事務局 議案第7号について説明します。
資料は117ページから128ページです。
3条による使用貸借権の申請が2件ありました。
野口地区の農地で2件とも同じ方が継続して耕作することとなりますが、これまでも基盤強化法による使用貸借で契約期間が今年の2月末と3月末でそれぞれ期限が切れていました。
農地は全て田んぼで4筆です。合計面積は5,379㎡です。
使用貸借ですので賃貸借料金は発生しません。契約期間は許可後から令和13年3月31日までです。作付け予定作物はソバと水稻を予定しています。
以上で議案第7号の説明を終了します。

議 長 ここで、暫時休憩します。
(14 : 41)

再開します。
(14 : 42)

議案、第7号について質問等ありますか。

なしの声あり。

それでは、議案第7号について、原案のとおり許可することで終了します。

(14:43)

議長

これで本日の議案はすべて終了しましたので、ただいまを持ちまして第4回総会を終了します。ありがとうございました。

(14:43)

上記会議録が真正であることを証明するため署名する。

小坂町農業委員会会長 亀田 静子

署 名 委 員 宮舘 秀樹

署 名 委 員 奈良 延浩